

# 五島市在宅医療・介護連携相談センター

※ この事業は介護保険法第115条の4第2項第4号の規定により実施するものです

住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるためには、地域における医療・介護の関係者が連携し、一体となってサービスを提供していく必要があります。

五島市では、「五島市在宅医療・介護連携相談センター」を設置し、在宅医療と介護を結びつけるコーディネーターとして、市民の在宅医療・介護生活を支援していきます。



在宅医療・介護関係者からの相談に対応します

在宅で、医療・介護どちらも必要とする方及びその家族を支援します

地域包括支援センター等と連携して対応します



例えば・・・病院からはこんな相談があります。

○がん末期で通院している患者様。今後は在宅療養を希望しています。医学的管理を要し不安があるようです。事業所の紹介ができますか？

<対応>

訪問介護、訪問看護導入に関するアドバイスを行い、本人の希望と病状に対応できる事業所を紹介。調整結果を相談があった医療機関へ情報提供を行います。

## 【 介護関係事業所 】

ケアマネジャー、訪問介護、訪問看護、訪問リハ  
通所施設、介護老人施設など

## 【 医療機関 】

病院・診療所  
歯科診療所・薬局など

## 【 地域包括支援センター 】

- 総合相談支援業務
- 権利擁護業務
- 包括的・継続的  
ケアマネジメント業務

## 五島市在宅医療・介護連携相談センター

- 地域医療機関と介護事業所等の情報提供
- 在宅医療・介護関係者の連携推進のための研修
- 在宅医療・介護サービスの連携に関する地域住民への普及啓発



相談日 月曜日 ～ 金曜日 (祝祭日・年末年始を除く)

相談時間 8時30分 ～ 17時15分

電話番号 0959-72-6120

所在地 五島市福江町1番1号

五島市長寿介護課 長寿支援班内